

産業能率大学通教校友会
支部永年活動助成金の支給に関する規程

分類番号：助一程006

制定日：2011年6月1日

改正日：2016年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、産業能率大学通教校友会都道府県支部（以下「支部」という。）の設立後、継続的に活動している支部に対して支給する支部永年活動助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

(助成金の種類)

第2条 支給する助成金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 支部活動10周年助成金
- (2) 支部活動15周年助成金
- (3) 支部活動20周年助成金
- (4) 支部活動25周年助成金
- (5) 支部活動30周年助成金

(支給対象年数の計算方法)

第3条 助成金の支給に係る支部活動の経過年数は、支部設立を認められ、支部設立総会を開催した日から起算するものとする。

(助成金の申請方法)

第4条 助成金を申請する場合は、別紙1の「産業能率大学通教校友会 支部永年活動助成金申請書」（以下「申請書」という。）を産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。

(助成金の支給方法)

第5条 支部から助成金の申請があった場合、事務局は前条に定める申請書類の内容を審査し、申請書に記載されたゆうちょ銀行の口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の支給金額)

第6条 助成金の支給金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 支部活動10周年助成金
金10,000円
- (2) 支部活動15周年助成金
金15,000円
- (3) 支部活動20周年助成金

金 20,000円

(4) 支部活動 25周年助成金

金 25,000円

(5) 支部活動 30周年助成金

金 30,000円